

自動販売機設置事業者募集要項(入札説明書)

秋田県警察本部では、県有施設に飲料水等自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 入札資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては秋田県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、国又は地方公共団体の貸付者より、契約義務違反による契約解除を申し渡された者でないこと。
- (7) 秋田県税を滞納していないこと。
- (8) 落札者決定の後、(公社)秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶことができる者であること。

2 入札に付する事項等

(1) 契約名

飲料水等自動販売機の設置場所貸付

(2) 貸付場所及び面積

設置公所	設置（貸付）場所	台数	位置図	貸付面積
秋田市山王四丁目1-5 秋田県警察本部 本庁舎	物件番号1 庁舎1階 犯罪被害者支援募金付飲料水自動販売機 (本庁舎1階ロビー)	1	別添「仕様書」別紙1 のとおり	2.0㎡
秋田市新屋寿町5-1 運転免許センター	物件番号2 ホール内 犯罪被害者支援募金付飲料水自動販売機	1	別添「仕様書」別紙2 のとおり	1.5㎡
	物件番号3 ホール内 犯罪被害者支援募金付飲料水自動販売機	1	〃	1.5㎡

物件番号 4	ホール内	2	〃	3.0㎡
犯罪被害者支援募金付飲料水自動販売機				
軽食類自動販売機				

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(自動更新なし)

3 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

令和8年2月6日(金)から令和8年2月24日(火)までの日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条に規定する休日を除く)の午前9時から午後5時までの間とします。

(2) 提出場所

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-5

秋田県警察本部 会計課管財係

(3) 提出書類(提出部数各1部)

提出書類		法人	個人
①	入札参加申込書	○	○
②	住民票及び身分証明書(市町村発行のもの)		○
③	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)	○	
④	誓約書(設置実績を確認できる書類添付)	○	○
⑤	印鑑証明書	○	○
⑥	秋田県税の滞納の無い旨の証明書	○	○
⑦	設置する自動販売機のカタログ	○	○
⑧	秋田県内に本店、支店又は営業所を有することが確認できる書類	○	○

※②、③、⑤、⑥については、原則発行後3か月以内の原本としますが、他の県有施設の入札へも参加する場合は、写しでも可とします。

※⑧の書類例：会社の組織図やパンフレット等。なお、履歴事項全部証明書に記載されている場合、提出の必要はありません。

(4) 提出方法

郵送、メール又は持参してください。ただし、郵送の場合でも3(1)までに必着とします。

4 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和8年2月6日(金)から令和8年2月17日(火)までの日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条に規定する休日を除く)の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出場所

〒010-0951 秋田市山王四丁目 1 - 5

秋田県警察本部 会計課管財係

(3) 質問書の提出方法

4 (1)の期間に、メールやFAX等で提出してください。

(4) 質問者への回答

質問者に対し個別に回答します。また、全ての質問事項及び回答をまとめ、令和8年2月20日（金）までに県警ホームページに掲載します。

5 入札参加資格の確認等

上記3 (3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年3月4日(水)までに、申請者あて結果をFAX等により連絡します。

資格結果通知後であっても、不正等が判明した場合は入札参加資格を取り消します。

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

秋田市山王四丁目 1 番 5 号

秋田県警察本部 3 階 会計課

(2) 入札日時

令和8年3月6日（金） 物件番号 1 午前 9 時00分

物件番号 2 午前 9 時10分

物件番号 3 午前 9 時20分

物件番号 4 午前 9 時30分

7 入札書等の提出等

(1) 入札書の様式

別添入札書の様式とする。

(2) 入札の方法

ア 入札書は、入札者又は代理人が3 (2)に掲げる場所に持参又は郵便等により提出すること。

イ 入札書は、「秋田県知事 鈴木健太」宛てとする封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」、「契約名」及び「物件番号」を記載のうえ提出すること。入札は2回まで実施する場合があるため、入札書は2通まで提出できる。その際、2回目の入札書には「再入札書」と明示すること。なお、開封しなかった入札書は入札者に返還する。

ウ 代理人が提出する場合は、別添の委任状を入札書と併せて提出すること。

(3) 入札書の提出期限

開札日時までに3 (2)に到着すること。

(4) 郵便による入札

郵送により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて封かんの上、「入札者の法人名等」、「開札日」及び「契約名」を記載すること。外封筒には、入札書在中である旨を記載すること。

なお、3 (2)に掲げる場所に簡易書留により、開札日時までに到着すること。

8 開札の方法等

- (1) 当該入札事務に関係ない職員を立ち会わせて会計課管財係が行う。
 - (2) 入札事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
 - (3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
 - (4) 再入札
 - ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。
 - イ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札の結果、最高の価格の入札者と随意契約の協議を行うものとする。
 - (5) 入札保証金
免除する。
 - (6) 入札書に記載する金額
 - ア 契約期間の総額を記載すること。
 - イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (7) その他
 - ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできないものとする。
 - イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止める場合がある。
- 9 無効の入札等
- 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
 - (2) 同一の入札において同一人がした2つ以上入札（代理の場合も含む）
 - (3) 委任状を提出しない代理人の入札
 - (4) 不正行為による入札
 - (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
 - (6) 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
 - (7) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
 - (8) 入札参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
- 10 落札者の決定方法
- (1) 秋田県警察本部会計課長が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
 - (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員を代理とし、くじを引かせて落札者を決定する。
- 11 契約
- (1) 別添県有財産賃貸借契約書（案）のとおりとする。

- (2) 落札者決定後、5日以内に、落札した者と県有財産賃貸借契約を締結し、契約は設置区画毎に契約書を作成することとする。
- (3) 契約保証金は免除する。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

12 協定締結（犯罪被害者支援募金付飲料水自動販売機）

飲料水自動販売機については、落札者決定後、速やかに（公社）秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶこととし、募金の額は、売り上げ額の5%以上とします。更に当該機器において、その旨をステッカー等で周知してください。

13 問い合わせ先

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-5

秋田県警察本部会計課 管財係

TEL：018-863-1111

FAX：018-824-2303

メールアドレス：Keimubukaikeika@pref.akita.lg.jp